

じんけんの風

JINKEN NO KAZE



【特集】

平成28年4月1日から

「障害者差別解消法」が
スタートします！

宮崎県人権啓発センターだより
「人権」とは、人間らしく幸せに生きるための権利。だれにとっても身近で大切なものです。思いやりの心をもって、みんなで「じんけんの風」を吹かせましょう。



じんけんInterview

NPO障害者自立応援センター YAH! DOみやざき 永山昌彦さん 03

高齢者的人権を守りましょう 04

3月は「自殺対策強化月間」です 05

職場におけるハラスメント 06

あなたとパートナーの関係は大丈夫ですか? 07

人権啓発活動協働推進事業の取組紹介 08

人権啓発パートナー強化事業のご紹介 09

おすすめDVD紹介/
わたしたちの人権講座 10

平成28年4月1日から

「障害者差別解消法」が スタートします！



この法律は、国や県、市町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための決まりごとを定めた法律です。

障がいのあるなしに関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現につなげることを目的としています。



分野を問わず、商業その他の事業を行う人で、営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行っている場合は対象となります。

例えば、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う人、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となります。

○ 不当な差別的取扱い

障がいがあるという理由だけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするようなことをいいます。

○ 合理的な配慮をしないこと

障がいのある人がサービスを受けるときに、社会的障壁（障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの。段差や難しい漢字ばかりの書類など）を取り除くのに必要とする工夫や配慮をお店などに伝えても、その配慮などをしないことをいいます。

ただし、配慮をすることが負担になり過ぎる場合は義務は生じません。

	不当な差別的取扱い	合理的な配慮の提供
国や県、市町村など	×(禁止)	法的義務 (行わなければいけません)
民間事業者 ※個人事業者、NPO等も含む。	×(禁止)	努力義務 (行うよう努力しなければいけません)

※個人的な関係で障がいのある人と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは対象にはなりません。



生活の場面別不当な差別的取扱い・合理的な配慮の具体例

(×=不当な差別的取扱いの例 ○=合理的な配慮の例)

(H27.11.9 内閣府作成「障害者差別解消法についてー基本方針・対応要領・対応指針等についてー」より抜粋)

【行政機関など】

- × 窓口で順番を遅くする
- × 必要のない付き添い者の同行など、過剰に条件を求める
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人に示したり、わかりやすい記述で伝達する
- 筆談、読み上げ、手話などを用いる



【住まい】

- × 「障がい者不可」と表示・広告する
- × 「障がいのある人向け物件は扱っていない」と門前払いする
- 最寄駅から一緒に歩いて確認したり、中の様子を手添えて案内する
- 求めに応じてバリアフリー物件等があるかを確認する



【学校など】

- × 式典への参加を拒否する
- × 試験等において合理的な配慮を受けた事を理由に、試験結果を評価対象から除外する
- 聴覚過敏の児童生徒のために机・いすの脚に緩衝材をつけて教室の雑音を軽減する
- 視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために黒板周りの掲示物の情報量を減らす

【病院・福祉施設など】

- × 本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかける
- × 仮利用期間を設けたり、他の利用者の同意を求めるなど他の利用者と異なる手順を課す
- 障がいのある人に配慮したナースコールの設置を行う
- 障がいの特性に応じた休憩時間調整など、ルール、慣行を柔軟に変更する



【交通（鉄道・バス・タクシー・飛行機など）】

- × 補助犬の同伴を理由に乗車を拒否する
- × 障がいがあることをもって、乗車を拒否する
- 肉声による音声案内をこまめに行う（バス）
- 車いす等の大きな荷物のトランクへの収納の手助けを行う（タクシー）



【飲食店など】

- × 補助犬の同伴を拒否する
- × 保護者、介助者の同伴を条件とする
- ホワイトボードを活用したり、盲ろう者の手のひらに書くなどコミュニケーションを工夫する
- メニューを分かりやすく説明したり、写真を活用したりする

お問い合わせ

宮崎県障がい福祉課 地域生活支援担当 ☎0985-32-4468

じんけん Interview

障がい者が自信をもって
生きられる社会を

NPO障害者自立応援センターYAH!DOみやざき 代表
永山 昌彦さん

障がいを理由にあきらめてはいけない

4月から障害者差別解消法がスタートします。たとえば2階にある飲食店が車いすの客を迎えるとして、エレベーター設置には費用がかかりますし、階段で車いすを運ぶことも困難だとします。でも、ひょっとしたら1階にある別の店の一角を借りられるかもしれないし、ケータリングならできるかもしれない。すべては工夫だと思います。はなから無理と排除せず、マーケティングを拡げるチャンスと捉えてみてはどうでしょう。

防災についても取り組んでいますが、災害が起きたとき、障がい者はまず逃げるのが困難、そして避難所での生活が困難なのです。東日本大震災でも、避難所生活がままならず自宅に戻った障がい者が多くいます。地域で防災に取り組むとき、障がい者をぜひ一員として参加させてほしい。組み立て段階から話し合いに入り、一緒に考え、一緒に行動することが大事です。

そういう意味で、当事者目線のわかる障がい者の役割はこれから大きくなると思います。障がいがあるからしあうがないという声が、つい当事者からもれてしまうことがあるのですが、どんなことでも障がいを理由にあきらめてはいけない。自信をもって社会に出ていき、しっかり発言していくことが大切です。最初はいろんな摩擦が起こると思いますが、その摩擦こそが社会を良くする。合理的配慮のできるまち、そんなまちってとっても誇らしいですよね。障がい者にやさしいまちは、子どもにも、お年寄りにも、外国人にもやさしいまちだと思いますから。

off Talk

休日の楽しみ／自宅でゆっくりくつろぐこと
好きな言葉／「やっど！」

1954(昭和29)年宮崎市生まれ
2002年、NPO障害者自立応援センターYAH!DOみやざきを設立。
重度障害者の自立支援や24時間介助制度の実現等に取り組む。
妻・子ども4人と6人家族。



サポートの受け手から担い手へ

障がい者の自立生活を応援する「YAH!DO みやざき」を立ち上げて13年になります。重度の障がいのある人は親元や病院・施設でしか暮らせないと思われがちですが、障がいがあっても生き方の選択肢を狭めてはいけない。そこで、この活動を始めました。24時間介助者派遣サービスや自立生活のための講座などに取り組んでいます。ピア・カウンセリングなどでは、これまでサポートの受け手だった障がい者が担い手となって活躍しているんですよ。当事者だからこそ伝えられることがあります。13年の間に法制度や社会の気運もずいぶんよくなりましたが、まだまだの部分もあります。知的障がいのある人を子ども扱いしたり、お店などに行くと本人ではなく介助者のほうばかりを向いて対応されたり。一人の人間として向き合ってほしい。

私は脳性まひで幼い頃から体が不自由だったんですが、親が普通学校に通わせてくれ、近所のおにいちゃんおねえちゃんがよく遊んでくれました。青年期には、車いすだろうがやりたいことをやろうと思い、ディスコに行ったりもしたんですよ。すごく楽しかった。そこで、障がい者も健常者も参加できるディスコパーティーやツアーアーを企画したりしました。これらの経験が今の活動につながっています。

大きな出会いもありました。アメリカに研修に行ったとき、ポリオによる重度の障がいのある女性に出会ったんです。彼女は人工呼吸器を付け、自力では息ができない状態でしたが、仕事を持つ、認知症の母親と暮らしていました。「私は母の介護をしているのよ。母の好みをきちんとヘルパーに伝えるのが私の役目」。衝撃を受けました。障がい者が親の面倒を見るなど思ってもみなかつたからです。価値観が変わり、宮崎でも障がい者が自信をもって生きられる社会を作りたいと強く思いました。



高齢者的人権を守りましょう

— 高齢者虐待防止 —

高齢者虐待とは、高齢者の「人としての尊厳を傷つける行為」であり、高齢化が進む中で大きな社会問題となっています。

本県における養護者（家族等）等による高齢者虐待については、平成26年度に市町村に寄せられた相談・通報件数は198件となっており、事実確認の結果、高齢者虐待と認められた事例が90件（虐待された方は男性19名、女性72名）に上っています。

高齢者虐待とは

● 身体的虐待

- ・殴る、つねる、蹴るなど
-

● 経済的虐待

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
 - ・本人の年金を無断で使用するなど
-

● 性的虐待

- ・キス、性器への接触、性交渉を強要するなど
-

● 心理的虐待

- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視する
 - ・侮辱を込めて子どものように扱う
-

● 介護・世話の放棄・放任

- ・入浴させない、食事させない
 - ・介護医療サービスを受けさせないなど
-

高齢者虐待を防ぐには、
高齢者やその家族を
やさしく見守り、声をかけるなど、
地域の助け合い・
支え合いが大切です。
みなさんの協力が必要です。

高齢者虐待を防止するには

【 身近な相談窓口を活用しましょう】

虐待を受けた高齢者の多くは、要介護認定を受けており、また、認知症の症状も多く見られます。こうした高齢者の介護を担う家族は、心身ともに大きな負担を抱えることが多いと考えられます。

こうしたことから、ひとりで介護の悩みを抱え込まず、お近くの地域包括支援センターへ、適切な介護保険サービス利用などを相談しましょう。また、認知症や介護に関する正しい理解を深めましょう。

【 地域で支え合いましょう】

地域にお住まいの方々も、虐待のサインに気づくことが大切です。近所とのつきあいがなく、孤立している高齢者世帯などへ、声かけや見守りを始めましょう。

虐待を受けたと思われる高齢者の方を発見した方は、お住まいの市町村やお近くの地域包括支援センターまでご相談・ご連絡ください。

ご連絡をいただいた方のお名前が、周囲に漏れることはありません。安心してご相談・ご連絡ください。



3月は「自殺対策強化月間」です

～ひとりで悩まないで！誰かに話してみませんか？～

あなたの大切な人の、いつも違う言葉や
態度に気づいてください。

例年、自殺者数の最も多い3月を自殺対策強化月間と定め、国や県、市町村、関係機関が連携し、悩みを抱えた方が必要な支援を受けられるよう、重点的に相談支援や広報活動等を展開しています。

厚生労働省「人口動態統計」によると、平成26年に全国で24,417名、本県でも265名の方が自殺により亡くなっています。また、本県の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、23.9人と全国で3番目に高くなっています。

県民の皆さま一人ひとりの「悩んでいる人に気づき、声をかける」という取組が地域における自殺予防の推進につながります。「自殺のない地域社会づくり」を目指して、今私たちに出来ることから始めましょう。



誰かに話をするだけで、気持ちが楽になることもあります。

ここ
る
の
相談窓口

*月～金曜日(祝日
・年末年始を除く)
8:30～17:15

夜
間
電話相談

- 宮崎県精神保健福祉センター ☎0985-27-5663
- 高鍋保健所 健康づくり課 ☎0983-22-1330
- 中央保健所 健康づくり課 ☎0985-28-2111
- 日向保健所 健康づくり課 ☎0982-52-5101
- 日南保健所 健康づくり課 ☎0987-23-3141
- 延岡保健所 健康づくり課 ☎0982-33-5373
- 都城保健所 健康づくり課 ☎0986-23-4504
- 高千穂保健所 健康づくり課 ☎0982-72-2168
- 小林保健所 健康づくり課 ☎0984-23-3118
- 宮崎市保健所 健康支援課 ☎0985-29-5286

- ライフネット宮崎 ☎0985-28-2555 *火・木・土曜日19:00～23:00
- 宮崎自殺防止センター ☎0985-77-9090 *日・月・水・金曜日20:00～23:00

自死遺族のつどい

大切な人の自死について、誰にも話すことができず、長い間、たった一人で苦しんでいませんか。同じような体験をされた遺族の方々が、安心して語り合い、思いを分かち合える場があります。同じ悩みや苦しみを抱える仲間との出会いが、あなたの手助けになるかもしれません。

NPO法人国際ビフレンダーズ宮崎自殺防止センター

『ランタンのつどい』

開催日：原則として毎月第2土曜日
14:00～16:00

場 所：宮崎県立図書館2階
問合せ：宮崎自殺防止センター

☎ 0985-77-9111 (日・月・水・金曜日の20:00～23:00)

小林保健所

『自死遺族のつどい』

開催日：毎月第4木曜日
13:00～15:00

場 所：小林保健所
問合せ：小林保健所疾病対策担当

☎ 0984-23-3118 (平日8:30～17:15)

ご存知ですか？

職場におけるハラスメント

～人権を大切にした働きやすい職場をめざして～

仕事と人権の関係って？

人権とは、誰もが生まれながらにしてもらっている、自分らしく幸せに生きるために権利のことですが、「仕事と人権って何か関係があるの？」と思われるかもしれません。

人は周りの人とのつながりの中で生きています。仕事をする上でも、職場で共に働く仲間、取引先、顧客・消費者、株主、地域住民など多くの人と関わりっています。これらのすべての人に人権があるので、日常生活ではもちろん、仕事をする上でも人権は密接に関係しているのです。

職場におけるハラスメントは人権侵害です ～ハラスメントの種類～

職場のハラスメントとは、「職場における嫌がらせ」のことであり、被害者の人格や尊厳を傷つけ、幸せな生活を脅かすだけでなく、職場環境や組織の社会的評価にも悪影響を及ぼす深刻な問題です。

今回は、三大ハラスメントとも言われる、「セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）」「パワー・ハラスメント（パワハラ）」「マタニティ・ハラスメント（マタハラ）」について取り上げます。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ＝性的嫌がらせ）

相手の意に反する性的な言動がもとで、仕事上の不利益や職場環境の悪化を招くことをいいます（同性に対するものも含まれます）。男女雇用機会均等法や厚生労働省の指針では大きく2つのタイプに分けています。



- ◎ 対価型セクハラ…性的な言動に対する対応（拒否や抵抗）により、解雇、降格、減給等の不利益を受けることです。
- ◎ 環境型セクハラ…性的な言動により働く人たちを不快にさせ、職場の環境を損なうことです。

マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産・育児などをきっかけに精神的・身体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産・育児を理由として解雇・雇止め・降格などの不当な扱いを受けることです。同様に、男性（父親）の育児参加（育休取得等）に対する嫌がらせを「マタニティ・ハラスメント（マタハラ）」といいます。

①～⑥は、パワハラに当たりうるすべてを網羅したものではなく、これら以外は問題ないということではありません。

【パワハラの行為類型】

- ① 身体的な攻撃（暴行・傷害）
- ② 精神的な攻撃（脅迫・名誉毀損・侮辱など）
- ③ 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視など）
- ④ 過大な要求（不要なことや遂行不可能なことの強制）
- ⑤ 過小な要求（能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じるなど）
- ⑥ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入る）

人権を尊重した職場環境が、大きな成果を上げることに！

職場は、みんなで協力しあって、一人では成しえない大きな成果を達成することのできる場です。職場において人権を尊重すれば、誰もが活き活きと気持ちよく働くことができ、一人ひとりの働く意欲が高まるこによって、生産性の向上、新しい価値の創造、よりよい製品・サービスの提供につながり、企業の業績を伸ばすことになります。

人権の視点をもって仕事に取り組むことが、働く私たち一人ひとりにとっても、企業にとっても、社会全体にとっても大切なことになります。



あなたとパートナーの関係は大丈夫ですか？

～女性に対する暴力のない社会を目指して～



パープルリボンは、DV等の暴力防止を訴えるシンボルマークです。

女性に対する暴力とは

夫やパートナーからの暴力（DV）、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシャル・ハラスメント等犯罪となる行為も含む重大な人権侵害のことを言います。

女性に対する暴力は、社会的、経済的、体力的に優位にある男性が、弱い立場の女性を力で支配するものです。

その背景には、「女性は男性の言うことに従うもの」「しつけや教育のためには、少々の暴力は当たり前」などといった、「女性の人権」を軽視する意識があると言われています。

暴力は、どんな理由でも決して許されるものではありません。
社会全体で、男女が互いに尊重し合う意識、「暴力は許さない」という意識を持つことが大切です。

* 段る・蹴るなどの身体的なものばかりではなく、精神的・性的なものなど、相手の心や体を傷つける行為は全て暴力です。

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から25日までの2週間は、全国で「女性に対する暴力」をなくすための取組が重点的に行われています。

今年度は、県庁本館をパープルリボンにちなんで紫色にライトアップとともに、ライトアップ開始日の11月16日(月)に「パープルリボンキャンペーン」と題した啓発イベントが県庁前庭で開催されました。社会から暴力をなくしたいという思いを、ダンスやハンドベル、キャンペーングッズの配布などを通じて、参加者全員で伝えました。



相談窓口

暴力は、繰り返されエスカレートする傾向があります。逃げる機会や気力を失ってしまう前に、思い当たることがありましたら、一人で悩まず御相談ください。

相談機関	電話番号	相談時間
県女性相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	☎0985-22-3858	月～金 9:00～20:30 土・日 9:00～15:30
警察安全相談	県警本部 ☎0985-26-9110 (短縮ダイアル#9110) 又は各警察署の代表電話	終 日
男女共同参画センター	☎0985-60-1822	月～金 9:00～17:00 土・日 9:00～16:30

DV相談ナビ ☎0570-0-55210 最寄りの相談窓口を自動音声でご案内します *緊急時は迷わず 110 番へ

・人権啓発活動協働推進事業の取組紹介・

宮崎県では、NPOなどの民間団体が有する豊富な専門知識やネットワーク等を活用し、協働しながら効果的な人権啓発活動に取り組む「人権啓発活動協働推進事業」を実施しています。

本年度は、応募のあった中から次の3件を委託事業として選定・実施しましたので、その概要をご紹介します。

実施団体：m20

今・考える「LGBT」について(トークと映画会)

期 日	平成27年9月17日(木) 延岡会場 平成27年9月18日(金) 宮崎会場
会 場	延岡会場：延岡総合文化センター(小ホール) 宮崎会場：宮崎市民プラザ(オルブルイトホール)
内 容	最近、報道される機会が多くなっている性的少数者(LGBT)の人権問題について考えるイベントを、トークと映画上映による二部構成で開催しました。
【出演者】	太田清海氏、太田さくら氏、高見公子氏(コーディネーター)
【映 画】	『チョコレートドーナツ』
【来場者】	延岡会場(221名)、宮崎会場(417名)



延岡会場におけるトークの様子

実施団体：株式会社 エムアイビーテレビ

ジェンダーイクオリティ～男女共同社会へ～

内 容	人権問題にはジェンダーが大きく関係していると考えられるため、「男らしさ」や「女らしさ」にとらわれずに生きるための『ジェンダーイクオリティ』について関心を持っていただくため、番組を制作し、インターネット上のテレビ放送局(MIBTv)で配信しました。
M C	清恭子(フリーアナウンサー)
出 演	四方由美氏(宮崎公立大学人文学部教授)



人権啓発番組の一場面

実施団体：特定非営利活動法人 宮崎もやいの会

ふれあい交流会 「みんなで、ふれあって、つなぐ、明日のみやざき」

内 容	県内の地域住民を対象として、精神障がいがある当事者の語りや小グループに分かれてのグループワークを通して、精神疾患に対する理解を広げ、偏見の解消等を目的とする交流会を開催しました。
【開催期間】	平成27年9月～平成28年1月
【開 催 地】	県内18ヶ所



ふれあい交流会の様子

人権啓発パートナー強化事業のご紹介

人権啓発パートナー強化事業とは？

宮崎県人権啓発推進協議会では、青少年や地域社会などに大きな影響力・発進力を有するスポーツ組織や文化団体と連携・協力して様々な人権啓発活動を展開しています。

また、企業、NPO、大学などが相互に連携することで、それぞれの団体が自ら人権啓発活動に取り組むきっかけを作り、各団体の人権啓発活動の活性化を図っています。

スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動

青島太平洋マラソン大会

29回目を迎え、国内でも人気となった同大会の実行委員会と連携・協力して、約12,000人のランナー、約3,500人のボランティアそして応援の方が大勢集った大会会場で啓発活動を行いました。



ジンケンジャー・みやざき犬による啓発グッズの配布の様子

テゲバジャーロ宮崎・J.FC MIYAZAKI

本県初のJリーグ入りを目指す2チームと連携・協力して、試合会場でのチラシの配布や子どもを対象とした人権サッカー教室を実施し、フェアプレー精神とともに人権を尊重する気持ちを伝えました。



人権サッカー教室の様子

文化団体と連携・協力した人権啓発活動

スターウィンド

混声合唱団「スターウィンド」と連携・協力して、人権週間に開催された人権フェスティバルでミニコンサートを開催しました。歌に込められた思いやりの心や個性の尊重をすてきなハーモニーにのせて伝えました。



ミニコンサートの様子

企業、NPO、大学等と連携・協働した人権啓発活動事業

宮崎公立大学(四方由美教授、「マス・コミュニケーション論」受講生)、

NPO法人ハートスペースM、(株)UMKエージェンシー、(株)ぬるま湯と情熱の間

上記4団体が連携・協働して、「デートDV」をテーマに人権啓発CMを制作、テレビ放送しました。その過程で、「人権」への理解を深め、啓発に対する意識を高めるとともに、お互いの人権を尊重する大切さを広く県民の皆さんに発信することができました。



CM公開中 楠並木ちゃんねる こころの花 検索

おすすめDVD紹介

宮崎県人権啓発センターでは、人権に関する図書やビデオ・DVD等を無料で貸し出しています。

*詳しい貸出方法については、次ページをご覧ください。

アニメ きつねのかんちがい



● 1989年制作／28分

井戸に落ちて死んでしまった子ぎつねを、村の若者は手厚く葬りました。ところが、きつねたちは、若者が子ぎつねを殺したのだとかんちがいして、若者の田に植えられた苗を全部引き抜いてしまいました。村人たちは、きつねに対する憎しみをつのらせますが、若者は…。ぜひ、子どもたちと一緒にご覧ください。

人権全般 未来を拓く5つの扉



● 2014年制作／46分

次代を担う中学生が、身の周りで起きた出来事や自分の体験などから人権について考え、書いた作文5編を、朗読とアニメ・イラストを組み合わせて紹介しています。

人権全般 人権感覚のアンテナって？



● 2006年制作／ドラマ27分 説12分

毎日、仕事に追われている主人公が、人権啓発担当者として配属される。「差別がいけないなんて当たり前」と思っていたが、さまざまな人権侵害・差別が起きていることに驚く。そして、人権について考えていくにつれ、かつて「セクハラされる側にも問題がある」という周囲の言葉に傷ついた体験を振り返る。やがて、関心を持って考えなければ人権侵害・差別はなかなか見えてこないという社会の無関心の落とし穴に気づいています。

同和問題 紡ぎだす未来



● 2007年制作／35分

差別はすぐには無くならないかもしれません。でも、一人ひとりが考えることで変わられる未来は、きっと、ある。被差別部落出身者、在日コリアン、日本に住む外国人、同性愛者。あなたの身近にいるかもしれない被差別当事者の日々の想いをドラマで描きました。観て、感じて、考えて。考え方のヒントも示した人権啓発ビデオです。

わたしたちの人権講座

宮崎県人権啓発センターでは、研修・視察に来られた方々を対象に「わたしたちの人権講座」を開いています。人権講座では、ビデオや資料を使いながら、「人権」について楽しく学ぶことができます。多くの皆さまが当センターを訪れ、受講されています。

「わたしたちの人権講座」の申し込みは、随時受け付けています。場所は当センター内の研修室、定員は1回あたり20名程度です。

時間は概ね60分ですが、内容により調整します。研修内容、その他の相談にも応じます。

詳しくは、宮崎県人権啓発センター TEL.0985-32-4469まで、お問い合わせください。



平成27年11月20日(金)
西米良村議会の皆さん



平成27年11月30日(月)
南島原民生委員児童委員協議会の皆さん

活用してください！宮崎県人権啓発センター

宮崎県人権啓発センターでは、個人や学校、企業・団体向けにさまざまな活動を行っています。皆様のご利用をお待ちしています。

研修会を実施しています！

人権担当者養成講座や県民人権講座、人権ファシリテーター養成講座などを行っています。

講師の派遣や紹介をしています！

企業や民間団体等の研修会への職員派遣や、外部講師の紹介を行っています。

お気軽に
お問い合わせ
ください！

人権に関する相談を行っています！

人権啓発専門員が人権問題についての相談に応じます。

専用電話☎0985-26-0238

わたしたちの人権講座を開催しています！

センター研修室での人権講座を開催しています。



ほかにも、人権啓発資料の作成、ホームページでの情報提供、図書・ビデオ等の貸出（下記）も行っています。

無料

図書・ビデオ・DVD等を貸し出しています

当センターでは、人権に関する図書やビデオ・DVD等を無料で貸し出しています。個人はもちろん、学校の授業や職場の研修等にご活用ください。貸出利用登録の手続きについては、センターにお尋ねください。

◇貸出冊数及び貸出期間

図 書	貸出冊数：3冊以内	貸出期間：14日以内
DVD等	貸出本数：3本以内	貸出期間：14日以内
機 材	貸出期間：14日以内	(機材…16mmフィルム映写機、ビデオデッキ、プロジェクター、スクリーン)

◇ビデオ・DVDについて

ライブラリー所蔵のビデオ・DVDの種類・内容については、「宮崎県人権ホームページ」に掲載していますので、ご参照ください。また、在庫確認のため、貸出申込みの前に、当センターへお電話くださるようお願いします。



じんけんクイズ

Q 今年4月1日より施行される「障害者差別〇〇法」。〇〇に入る言葉はなんでしょう？

- A 撤廃 B 解消 C 解除

ページのどこかにヒントがあるよ！

クイズの答えをお寄せください。正解者の中から抽選で5名の方に、宮崎のガイドブックを進呈いたします。アンケートハガキに答えると必要事項をご記入の上、お送りください。当選者の発表は、発送をもってかえさせていただきます。

応募締切：平成28年5月31日（当日消印有効）

編集後記

春の訪れを感じる季節となりました。あの東日本大震災からちょうど5年が経過します。現在も被災地の復興に向けて様々な取り組みが行われていると思いますが、「人ととのつながり」や「思いやりの心」の大切さを改めて感じます。そんな春は、卒業・入学、クラス替え、就職や異動・転勤など様々な人の別れや出会いがあります。多くの試練を乗り越えて、新しい生活をスタートするときです。柔らかな春風とともに、温かい人間関係を築いていきたいものです。

震災があった年に友人と植えた桃の木。今年の春も、また花が咲くといいな。（洋）

宮崎県人権啓発センター

宮崎市橘通東2-10-1 県庁8号館6階（宮崎県人権同和対策課内）

TEL.0985-32-4469
FAX.0985-32-4454

情報・ご意見などをお待ちしています。
<http://www.m-jinken.jp/>



○職場で活用できるビデオ・DVD等がそろっていると感じました。（小林市 60代）

○人権に関して知らないことの多さに勉強不足を感じました。（宮崎市 80代）

○人権について日々考えさせられることがあります。役に立てばと思います。（都城市 40代）

